

平成30年第6回沼田市議会定例会本会議報告

議案番号等	議案名	概要	議決年月日	議決結果
議案第73号	市道路線の認定について	認定路線は2路線で、宅地造成に伴い新設された道路の寄附を受け、新たに市道認定したものの。	平成30年12月4日	原案可決
議案第74号	市道路線の変更について	変更路線は2路線で、路線の延長による起終点を変更したものと、路線の終点を変更したものの。	平成30年12月4日	原案可決
議案第75号	市道路線の廃止について	廃止路線は1路線で、民間事業者の開発計画に伴い廃止したものの。	平成30年12月4日	原案可決
議案第76号	動産の取得について	市庁舎のテラス沼田への移転に伴い購入する物品で、予定価格が2,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めたもの。本議案は、新庁舎用什器その1（議場）について提案があったもの。	平成30年12月4日	原案可決
議案第77号	動産の取得について	市庁舎のテラス沼田への移転に伴い購入する物品で、予定価格が2,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めたもの。本議案は、新庁舎用什器その2（議会事務局等）について提案があったもの。	平成30年12月4日	原案可決
議案第78号	動産の取得について	市庁舎のテラス沼田への移転に伴い購入する物品で、予定価格が2,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めたもの。本議案は、新庁舎用什器その3（書庫）について提案があったもの。	平成30年12月4日	原案可決
議案第79号	動産の取得について	市庁舎のテラス沼田への移転に伴い購入する物品で、予定価格が2,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めたもの。本議案は、新庁舎用什器その4（会議室等）について提案があったもの。	平成30年12月4日	原案可決
議案第80号	動産の取得について	市庁舎のテラス沼田への移転に伴い購入する物品で、予定価格が2,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めたもの。本議案は、新庁舎用什器その5（デスク・事務イス）について提案があったもの。	平成30年12月4日	原案可決
議案第81号	動産の取得について	市庁舎のテラス沼田への移転に伴い購入する物品で、予定価格が2,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めたもの。本議案は、新庁舎用什器その6（カウンター・キャビネット）について提案があったもの。	平成30年12月4日	原案可決
議案第82号	動産の取得について	市庁舎のテラス沼田への移転に伴い購入する物品で、予定価格が2,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めたもの。本議案は、新庁舎用什器その7（ロッカー・棚）について提案があったもの。	平成30年12月4日	原案可決
議案第83号	動産の取得について	市庁舎のテラス沼田への移転に伴い購入する物品で、予定価格が2,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めたもの。本議案は、新庁舎構内電話交換装置及び電話機について提案があったもの。	平成30年12月4日	原案可決
議案第84号	庁舎等複合施設整備改修建築工事請負契約の変更について	庁舎等複合施設整備改修建築工事に係る変更契約について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めたもの。本議案は、庁舎等複合施設整備改修建築工事請負契約の変更について、既定の契約金額に2億8,938万6,800円を追加し、契約金額を2億4,078万6,800円としたもの。	平成30年12月4日	原案可決

平成30年第6回沼田市議会定例会本会議報告

議案番号等	議案名	概要	議決年月日	議決結果
議案第85号	庁舎等複合施設整備改修電気設備工事請負契約の変更について	庁舎等複合施設整備改修電気設備工事に係る変更契約について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めたもの。本議案は、庁舎等複合施設整備改修電気設備工事請負契約の変更について、既定の契約金額に5,674万3,200円を追加し、契約金額を8億7,754万3,200円としたもの。	平成30年12月4日	原案可決
議案第86号	庁舎等複合施設整備改修機械設備工事請負契約の変更について	庁舎等複合施設整備改修機械設備工事に係る変更契約について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めたもの。本議案は、庁舎等複合施設整備改修機械設備工事請負契約の変更について、既定の契約金額に7,454万1,600円を追加し、契約金額を12億8,954万1,600円としたもの。	平成30年12月4日	原案可決
議案第87号	沼田市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について	群馬県福祉医療費制度の在り方検討会の議論を経て、市町村が事業主体となり県が事業費の2分の1を補助して実施している福祉医療制度について、平成31年4月から重度心身障害者の入院時食事療養費標準負担額の助成に所得制限を導入することに伴い、関係する条文を整備したもの。	平成30年12月4日	原案可決
議案第88号	沼田市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	平成31年5月7日に庁舎等複合施設が供用開始となることから、下之町駐車場の使用料について、駐車場使用者の利便性を図るため、現行1時間までの無料駐車を2時間までに延長したもの。	平成30年12月4日	原案可決
議案第89号	沼田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例について	「建築基準法の一部を改正する法律」及び「建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」の施行に伴い、建築物に係る敷地等と道路との関係規定の見直しを受け、限定特定行政庁への業務が追加されたことから、当該業務における建築の認定の申請に対する審査の手数料規定を新たに設けるため、条例の一部を改正したもの。	平成30年12月4日	原案可決
議案第90号	沼田市民体育館の設置及び管理条例の一部を改正する条例について	沼田市民体育館の改修工事に伴い、使用時間、使用料等を改めるため、所要の改正を行ったもの。	平成30年12月4日	原案可決
議案第91号	沼田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	本年4月からの国民健康保険制度の都道府県化により、これまで保険者ごとに異なっていた保険税率や制度の運用方法等の統一について、今後、県内で議論が加速する見通しであることから、沼田市国民健康保険運営協議会への諮問を経て、課税方法及び税率並びに納期の見直しを行ったもの。	平成30年12月17日	原案可決
議案第92号	指定管理者の指定について	公の施設の運営管理を効果的かつ効率的に行うため、施設の指定管理者を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めたもの。本議案は、「沼田市保健福祉センター」、「沼田市白沢健康福祉センター」、「沼田市利根保健福祉センター」、及び「沼田市白沢福祉作業所」を一括して管理運営する指定管理者として、社会福祉法人沼田市社会福祉協議会を指定し、指定期間を平成31年4月1日から平成34年（2022年）3月31日までの3年間としたもの。	平成30年12月11日	原案可決
議案第93号	指定管理者の指定について	公の施設の運営管理を効果的かつ効率的に行うため、施設の指定管理者を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めたもの。本議案は、「沼田市温泉休養施設白沢高原温泉 望郷の湯」及び「沼田市白沢地域特産物展示即売施設」の指定管理者として株式会社白沢振興公社を指定し、指定期間を平成31年4月1日から平成36年（2024年）3月31日までの5年間としたもの。	平成30年12月11日	原案可決
議案第94号	指定管理者の指定について	公の施設の運営管理を効果的かつ効率的に行うため、施設の指定管理者を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めたもの。本議案は、「沼田市温泉休養施設南郷温泉しゃくなげの湯」及び「沼田市利根南部総合交流促進施設」の指定管理者として株式会社利根町振興公社を指定し、指定期間を平成31年4月1日から平成36年（2024年）3月31日までの5年間としたもの。	平成30年12月11日	原案可決
議案第95号	指定管理者の指定について	公の施設の運営管理を効果的かつ効率的に行うため、施設の指定管理者を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めたもの。本議案は、「沼田市南郷の曲屋」の指定管理者として株式会社利根町振興公社を指定し、指定期間を平成31年4月1日から平成36年（2024年）3月31日までの5年間としたもの。	平成30年12月11日	原案可決

平成30年第6回沼田市議会定例会本会議報告

議案番号等	議案名	概要	議決年月日	議決結果
議案第96号	平成30年度沼田市一般会計補正予算(第6号)	既決の歳入歳出予算の総額に9億8,905万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を277億4,841万9,000円としたもの。債務負担行為の補正は、群馬県共済生活協同組合火災共済事業に対する貸付金外7件。また、地方債の補正は、校舎等整備事業の追加、農業基盤整備事業外3件の起債限度額を増額したものの。	平成30年12月11日	原案可決
議案第97号	平成30年度沼田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	既決の歳入歳出予算の総額に250万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億9,953万9,000円としたもの。	平成30年12月11日	原案可決
議案第98号	平成30年度沼田市介護保険特別会計補正予算(第2号)	既決の歳入歳出予算の総額から1億3,436万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を56億1,695万2,000円としたもの。	平成30年12月11日	原案可決
議案第99号	平成30年度沼田市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	既決の歳入歳出予算の総額に552万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億9,087万7,000円としたもの。	平成30年12月11日	原案可決
議案第100号	沼田市議会議員定数条例の一部を改正する条例について	次の一般選挙より、沼田市議会議員の定数を現行の20人から1人減らし、19人とするを原案とする議員提出議案について審議したもの。また、原案に対して、次の一般選挙より、沼田市議会議員の定数を現行の20人から2人減らし、18人とする修正案が提出され、あわせて審議したもの。	平成30年12月17日	否決
議案第101号	沼田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	人事院勧告に基づき特別職を含む国家公務員の給与法が改正されたことを受け、これに準じた期末手当の支給割合の改定を行ったもので、期末手当の支給割合を年間0.05月分引き上げ、今年度は12月の支給割合を従前の100分の225から引き上げて100分の230とし、来年度からは、6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の220とするもの。	平成30年12月17日	原案可決
議案第102号	沼田市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例について	市長及び副市長の期末手当の支給割合について、議員と同様の内容で改定を行ったもの。	平成30年12月17日	原案可決
議案第103号	沼田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	人事院勧告に基づく一般職員の給与改定。行政職給料表を平均0.2%引き上げたほか、勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げるとともに、来年度からは6月期及び12月期の期末手当の支給割合を調整して一致させる改正を行い、手当支給の平準化を図ったもの。	平成30年12月17日	原案可決
議案第104号	平成30年度沼田市一般会計補正予算(第7号)	既決の歳入歳出予算の総額に1,377万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を277億6,219万1,000円としたもの。	平成30年12月17日	原案可決
議案第105号	平成30年度沼田市介護保険特別会計補正予算(第3号)	既決の歳入歳出予算の総額に42万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を56億1,738万1,000円としたもの。	平成30年12月17日	原案可決
議案第106号	平成30年度沼田市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	既決の歳入歳出予算の総額に4万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億9,092万6,000円としたもの。	平成30年12月17日	原案可決
議案第107号	平成30年度沼田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	既決の歳入歳出予算の総額に20万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億6,504万9,000円としたもの。	平成30年12月17日	原案可決
議案第108号	平成30年度沼田市水道事業会計補正予算(第2号)	既決の収益的支出に27万1,000円を追加し、3億9,825万6,000円としたもの。	平成30年12月17日	原案可決
諮問第2号	人権擁護委員の推薦について	平成30年9月30日をもって辞任された人権擁護委員の後任候補者の推薦について、議会の意見を求めたもの。	平成30年12月17日	異議なし